

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、県内事業者が取り組む感染防止のための設備整備等を支援するため、支援金の「申請受付要領」をお知らせします。

下記のとおり「申請受付要領」をお知らせします。
また、6月10日（水）から、相談と申請に対応するための「新潟県三密対策支援金センター」を開設します。

記

1 制度概要

(1) 制度の趣旨

新しい生活様式を速やかに徹底し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、県内事業者が取り組む設備整備等の感染防止対策を支援します。

(2) 支援対象者

県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業及び個人事業主であり、県民に直接サービスを提供する施設を有する下記業種の事業者(社団法人、財団法人、NPO法人等含む)

【業種】 飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業、教育・学習支援業、その他サービス業（集会場）

【例示】 飲食店、居酒屋、バー、スナック、ホテル、旅館、スーパー、コンビニ、理美容店、エステ、旅行業、冠婚葬祭業、映画館、フィットネスクラブ、カラオケボックス、バス、タクシー、学習塾、集会場 等

(3) 対象経費

○感染防止対策に必要な設備整備等に係る経費のうち、令和2年4月1日から申請日までに支払った経費（消費税及び地方消費税を除く）

- ・設備の購入経費の他、購入に伴う設置費用等も対象
- ・対象設備であれば、複数設備の整備経費も対象
- ・マスク、アルコール消毒液等、衛生用品の購入費のみの申請は対象外

【例示】 飛沫感染防止パネル、ソーシャルディスタンスサイン、自動型手指消毒器、換気扇、空気清浄機（ウイルス対策可能なもの）、換気機能や空気清浄機能（ウイルス対策可能なもの）を持つエアコン、マスク、アルコール消毒液 等

(4) 支給額

1事業者あたり5万円（下限）～20万円（上限）〔補助率：10/10〕

(5) 申請書類等

申請書類（様式1～3）、領収書写し、本人等確認書類写し、設備等写真、口座情報写し

2 スケジュール等

(1) 申請受付期間

令和2年6月30日(火)～令和2年7月31日(金)

(予算額を超える申請があった場合は、期間内においても受付を終了します。
その場合は、受付終了の概ね1週間前に県ホームページ等でお知らせします。)

(2) 申請書類(様式1～3)

令和2年6月17日(水)から下記の方法で入手できます。

なお、郵送による申請様式の提供は行いません。

- ・新潟県ホームページからのダウンロード

(URL) <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kokusaikanko/shienkin.html>

- ・県庁受付及び県地域振興局、市町村、商工会・商工会議所、県内金融機関等の窓口

(3) 申請方法

申請書類一式を下記の宛先まで「郵送」してください。

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、持参による申請はできません。

〔宛先〕〒950-8570 (住所記載不要)

新潟県 三密対策支援金センター 受付係 宛

(4) お問い合わせ先

新潟県 三密対策支援金センター

- ・開設期間：令和2年6月10日(水)～令和2年7月31日(金)
午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)
- ・電話番号：025-282-1759